

台風時における生徒の登下校について

尾張旭市が該当する区域

「愛知県全域」or「愛知県西部」or「尾張東部」

1 登校以前に暴風警報が発令された場合

- (1) 始業2時間前（午前6時30分）までに警報が解除された場合は、平常通り授業を行います。
- (2) 始業開始2時間前から11時までに警報が解除された場合は、解除後2時間を経て授業を始めます。
- (3) 午前11時以降警報が継続されている場合は、当日の授業は行わず休業日とします。

2 登校後に暴風警報が発令された場合

- (1) 授業を中止し通学路の安全が確認された後、速やかに下校させます。
- (2) 但し、通学路の通行が危険と認められる時や、通学距離等により安全確保が困難と思われる時は、安全が確保されるまで校内に待機させます。